

破産管財人の報酬に関する視点と論点

佐 藤 鉄 男*

目 次

- I 破産とお金——原 論
- II わが国の破産管財人報酬規律
 - 1 管財人報酬の基礎
 - 2 管財人報酬の隘路
- III 管財人報酬をめぐる若干の比較法
 - 1 倒産にかかる専門家報酬の方式
 - 2 管財人制度と報酬に関する変化の兆し
- IV 管財人報酬論の原点と展望
 - 1 報酬の原点に立ち返る
 - 2 別除権対応と報酬
- V 結びに代えて

I 破産とお金——原 論

やや皮肉めいた表現で「破産の沙汰も金次第」と言われることがある。それはお金がなくなって破産が必至となったのに、その門をくぐるのにお金がかかることを指すものであると思われる。すなわち、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する」ときは、破産手続開始決定と同時に又はそれが判明次第、破産手続は廃止される扱いなのである(破216条・217条)。もっとも、ここでいう破産手続の費用とは、破産手続の開始から終了までに必要な経費が想定されており、つまり手続の実質を

* さとう・てつお 中央大学大学院法務研究科教授

伴う破産手続を前提にしているものである。これを前提としない同時廃止案件では事情は少し異なる。というのも、そのことの是非はともかく、自然人がもつぱら破産免責を目当てに破産手続を考える限りでは、官報公告費用を賄えれば足りるので、お金のハードルは相当に低い¹⁾。また、実質の伴わない同時廃止を避け、ルーティンではあっても破産の実質をもたらそうとの趣旨で実施される少額管財という実務処理方式では一律20万円程度の予納金で管財人が就けられるようになっている²⁾。

破産制度は国家が設営する公的なものであるが、訴訟と同様、これを利用する者に、入口で費用を予納させることで始まる（破22条）。国庫による費用の仮支弁の制度は実例が少なく³⁾、申立人が費用の予納をしなければ破産手続は開始されない（破30条1項1号）。予納が求められる破産手続の費用とは、破産手続にかかる経費のことであり、当然のことながら事案毎に異なりうるものであるが、国庫からの仮支弁がない限り申立人がまずは調達しなければならない。申立人として現れるのは、債務者本人に限られず、債権者のほか法人の役員であることもあり（破18条・19条）、前者の場合は予納は最終的な負担でもあるが、後者の場合は予納＝負担ではなく、破産廃止制度が示すように、破綻手続の最終的な費用負担は破産財団に帰せしめられている。というのも、債権者等が申し立てて費用を予納した場合は、後日、財団債権として回収の途が開かれているからである（破148条

1) 予納金は10,584円で足りる。東京地裁破産再生実務研究会編著『破産・民事再生の実務〔第3版〕破産編』（金融財政事情研究会、2014年）75頁。

2) 破産管財人が登場しない同時廃止処理は、否認該当行為や免責不許可事由のチェックが必ずしも十分でない等の問題があった。佐藤鉄男「破産廃止に関する一考察」東北学院法学71号1頁（2011年）、野口宣大「同時廃止・異時廃止」竹下守夫＝藤田耕三編集代表『破産法大系Ⅲ』（青林書院、2015年）134頁。かつては個人破産の9割は同時廃止であったが、少額管財実務（裁判所によって名称が若干異なる）が定着した現在では、同時廃止率は、裁判所によって異なるが、5～7割程度に下がった。

3) 回収の見込みの乏しい仮支弁には消極的で（広島高決平成14・9・11金判1162号23頁）、債権者に違法な貸金業の被害者が多い等の特殊な事情がある場合に限られている（福岡地決平成25・4・26金法1978号138頁）。

1項1号)⁴⁾。これは、破産手続が債権者への配当という形でその利益に資することがあっても、実質的には多くの場合わずかの配当率に甘んじ、債権の焦付きを余儀なくされる一方、その状態で清算を許され又は免責へとつながることで、債務者が被申立人の場合も破産者自身が破産手続の利用者として費用を負担すべきという理屈と思われる。

そして、重要なことは、この破産手続の費用として想定されるものの中に、破産管財人の報酬が含まれているという点である。送達費用、官報公告費用、破産財団の管理・換価の費用、配当にかかる費用といった形で、破産も社会的な営みとして存在を全うするのに実費を要するほか、破産手続の現場を担う人材の報酬が確保されないと手続は成り立たないという理解である。すなわち、制度を設営する裁判官の給料こそ国家が賄うものの、個々の破産事件は事件毎に特別に手当てされた人材、すなわち破産管財人という存在によって推進されるものであり、これは報酬を受けるに値するものであるが、ほかならぬ破産者すなわち破産財団で賄わなければならないということである。至極当然の理屈であるが、ここで注意すべきは破産財団が同時に債権者への配当の源である点である。すなわち、報酬請求権を有する破産管財人と破産債権者は、破産財団をめぐる競合する関係にあるということであり、この点こそが報酬問題の鍵を握ることになる。

本稿は、避けて通れないにもかかわらず、オブラートに包まれたまま外に見えにくい部分のあるわが国の破産管財人の報酬について、諸外国の例との比較も踏まえ、理論面から光を当ててみようというものである。

四つ年長の加波真一先生には、その豊富なエピソードと楽しい話術で民事訴訟法研究者の世界を案内していただいた。研究をともにした和議法研究会⁵⁾や学会前後での酒席は良き思い出となっている。退職記念号への執

4) 伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）995頁、田原睦夫＝山本和彦監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編集『注釈破産法〔下〕』（金融財政事情研究会、2015年）18頁〔籠池信宏〕。

5) 青山善充編『和議法の実証的研究』（商事法務研究会、1998年）がその成果である。

筆機会を与えられたので、不十分な論考ではあるが謹んで捧げたい。

II わが国の破産管財人報酬規律

1 管財人報酬の基礎

前述したように、破産手続の費用は、予納金制度と破産廃止制度を介して、確実に確保される仕組みとなっているが、それはほかならぬ破産を必要とする破産者つまり破産財団で賄われる。支払不能(破2条11項・15条)、債務超過(破16条)という経済状況で開始されるべき手続であるから、財源は既に乏しいことに思い至る。そして、破産財団自体で手続費用を賄い破産配当にも供するということは、費用分だけ配当が目減りする関係、つまり破産債権者こそが事実上の費用負担者であることを意味する。

確かに、報酬請求権を有する破産管財人と破産債権者は破産財団をめぐって競合しているが、前者は財団債権の地位が保障されている(破148条1項2号)。破産財団から破産債権に先立って随時弁済される(破151条)財団債権の中でも、共同利益のための裁判上の費用と破産手続にかかる諸経費は最優先の扱いとされる(破152条2項)⁶⁾。もとより、これらの諸経費は多くの場合ほとんど価格や料金が交渉の余地なく定まっているのに対して、破産管財人の報酬に関してはやや不透明な形となっている。

その事情はこうである。わが国の破産手続は、裁判所が個々の事件毎に選任する破産管財人が破産者に代わり破産財団に関する管理処分権を握ることによって推進される。破産管財人はその対価として裁判所が定める報酬を受け取ることができる。この決定は即時抗告に服するとされているが(破87条)、関係人が不服を言おうにも⁷⁾、後に述べる諸外国の例に比べる

6) 破産管財人の報酬が租税等に優先することは、最判昭和45・10・30民集24巻11号1667頁。破産管財人は自らの報酬について源泉徴収義務を負う、最判平成23・1・14民集65巻1号1頁。

7) 即時抗告は「裁判につき利害関係を有する者」ができるとあり(破9条)、破産債権者、破産者がこれに該当することは言うまでもないが、これに限られるものではない。このメ

と、破産法87条を受けた破産規則でも、「その職務と責任にふさわしい額を定める」と規定する（破規27条）のみなので不服を具体化しにくい。

ではどう決まるか、そこが問題であるが、破産管財人に選任されるのが弁護士であることから、破産管財人報酬も、言わば弁護士報酬の一例と考えられていることが窺われる。すなわち、まずは経済的利益をベースに、「事案の難易、時間及び労力その他の事情」が考慮されるというものである（弁護士職務基本規程24条、弁護士の報酬に関する規程2条）。訴訟事件の場合、訴額が経済的利益ということになるのであるが、破産事件では破産財団の総額を基準に、個々の事案に応じ調整して決められているようである⁸⁾。というのも、簡単に回収できた財産もあれば、回収そして換価に相当な手間暇がかかる場合もあるからである。そのこと自体は健全な発想と思われるが、破産財団の管理をめぐる管財人業務に関して、多くの場合、破産管財人本人と最大の利害関係人である債権者としては情報の非対称（information asymmetry）が生ぜざるをえない。性質上、両者は立場の互換性がなく、専門家たる破産管財人の方に情報が偏在している状況にあるからである。

前述したように、破産原因を前提に考えれば、破産管財人の報酬が破産財団から財団債権として支払われるということは、実質的負担者は破産債権者であるということになる。破産申立てをして予納金を収める場合以外は、自分のポケットから拠出するわけではないが、管財人報酬分は確実に破産配当を目減りさせている。これは、私的整理で手続費用を節約する選択肢がある中で裁判所の破産手続が進められることは、混乱の回避、厳格な平等弁済の確保という債権者の利益につながっている⁹⁾ので、管財人報

↘点につき、佐藤鉄男「倒産処理と社会正義——周辺の利害関係人をいかに遇するか」今中 傘寿『会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、2015年）384頁。

8) 東京地裁破産再生実務研究会編著・前掲書（注1）174頁。山本克己＝小久保孝雄＝中井康之編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社、2014年）201頁〔植田智彦〕では、破産財団収集の難易度が調整要素になるとされる。裁判所書記官実務研究報告書（重政伊利＝大林弘幸）『破産事件における書記官事務の研究』（司法協会、2013年）264頁。

9) 破産原因が存在する中で破産手続が回避される場合、債権者は逸早い権利行使で有利

酬が優先する正当化根拠があるということである。

もっとも、おそらく現実の管財業務を考えると、破産管財人の報酬には別の要素もあるように思われる。確かに絶対量の不足する破産財団を少しでも増やせば破産管財人は評価され報酬増につながるということは分かり易い（財産最大化モデル）。しかし、破産手続が破産配当の最大化のみを目的としたものであるかどうかは議論のあるところである。すなわち、破産手続には濃淡様々なステークホルダーが現れるところであり、その利害の調整もまた重視するのかどうかで話は変わってこよう¹⁰⁾。当然のことながら、ステークホルダーが増えるほどにその利害の調整は難しくなることが予想される¹¹⁾。ステークホルダーの利害は時に対立することもあるからである。

2 管財人報酬の隘路

破産管財人は、私的整理では実現の保障のない債権者平等の強制的実現に資することで、破産財団から破産債権者に先んじて報酬を受け取れるものと解される。破産管財人が破産財団を増やし配当の上乗せに貢献する分には、管財人報酬が増額となり優先権をもっていることにも債権者も寛大でいられよう。

ところが、破産管財人の任務は手続の目的とも関係するが、諸経費で破産財団を費消せざるを得ないだけでなく、破産財団の増殖には直結しない

↘な回収を確保できる可能性がある一方で、それには日頃の監視コストがかかり、上手を行く他の債権者に出し抜かれてしまう遅れリスクが付きまとう。

10) 再建型手続の方がステークホルダーは広がる。わが国の倒産法は第1条に目的規定を掲げているが、三法で微妙に異なる。これについては、佐藤鉄男「倒産手続の目的論と利害関係人」田原古稀『現代民事法の実務と理論 下巻』（金融財政事情研究会，2013年）30頁。個別法典を越えた倒産法全般に通ずる倒産基礎理論がまた別にある。これについては、水元宏典『倒産法における一般実体法の規制原理』（有斐閣，2002年）。

11) 破産者が質権設定していた敷金の扱いをめくり、破産管財人が別除権者と破産債権者の利害にどう目配りすべきか善管注意義務の問題が現れたのが、最判平成18・12・21民集60巻10号3964頁である。

というか、むしろ目減りにつながる働きこそが求められる場面も出てくる。これまで問題とされてきたところでは、破産財団の中に産業廃棄物などの環境汚染源が含まれている等、破産者の支配領域で環境問題が発生しているといった場合等が典型である。破産という場面は、債務者の従前の管理体制が有効に機能しなくなっていることが多く、ここへ高度職業人たる管財人が舞い降りるのであるが、就任時は原則ゼロ情報である¹²⁾。破産財団の絶対的不足と相俟って、管財人の対応が遅れば被害拡大の危機となる。安易に汚染源たる不動産や物品を放棄しようものなら社会的批判を破産管財人は免れず、被害防止、浄化に乗り出せば破産財団は大きく損なわれてしまわざるを得ないという隘路に行きあたる¹³⁾。管財人に就任する弁護士が社会的正義実現の使命を帯びた存在であるからといって当然に環境責任を背負い込み、結果的に破産債権者らに我慢を強いるほかないというのでは、もはや破産手続と呼べるものではなくなってしまうかねない。しかし、破産配当を優先し環境責任を放棄すれば、管財人そして債権者に対し周囲から非難の声が上がるのが予想されるので、管財人は安易に責任の回避はできないので破産財団からの支出が避けられないことを債権者らに説明し、それに賛同が得られない場合に初めて汚染源を破産財団から放棄する、管財人としては手段を尽くしておくというプロセス責任という考えが提唱されたりする。この場合は、いずれにせよどこかに不満が残る

12) わが国の法律では明文の規定はないが、当該破産事件の債務者や債権者と利害関係のある者は管財人にふさわしくないとされ、独立・中立が要請される。伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）190頁。アメリカでは、管財人選任要件となる「利害関係のない者（disinterested person）」が定義されており（11U.S.C. § 101（14））、ドイツでも、債権者及び債務者から独立したことが（unabhängige）管財人の要件と明示されている（InsO § 56（1））。高田賢治『破産管財人制度論』（有斐閣、2012年）5～7頁。

13) これについては、永石一郎「破産管財人と CSR」一橋法学4巻2号337頁（2005年）、伊藤眞「破産管財人の職務再考」判タ1183号35頁（2005年）。放棄問題全般については、「特集 破産手続における放棄に関わる諸問題」事業再生と債権管理151号4頁（2016年）。名津井吉裕「破産財団から放棄された財産の担い手」佐藤鉄男＝中西正編『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会、2017年）第3章5。

し、環境責任に乗り出せば破産財団を目減りさせることになるが、だからといって管財人報酬をゼロにすべきであるということにはならないだろう。もちろん、それは事件の難しさの現れとして、これまでの報酬決定方法でも全く無視されるということではないと思われるが、収集した破産財団の規模という積極的な意味での財産的貢献を報酬の基本的な発想とする限り、扱いに窮し、こうした事件に適切に対処した管財人に報いることができにくくなる。

仮にこうした管財人の隘路が環境問題に関することだけであるなら、例外として報酬に関し格別な配慮を失念しないようにすれば済む話かもしれない。しかし、近時切実な問題となってきたものとして、破産者が保有していた(顧客などの膨大な)個人情報の扱いがある。今日、個人情報に価値がありそれが情報主体の人権にもつながっていることは疑いないところ、破産時は流出のリスクが高まる時であり、性質上後戻りさせようのないものとされる。これまで情報主体が破産手続のステークホルダーであるという認識が薄かったこともあり、管財人が取り組む問題として真剣に捉えられてこなかった観がある。実際、これに取り組んでも破産財団の増大にはつながらず、むしろ手間と費用を要してしまう。財産的貢献という報酬体系では管財人にインセンティブが生じない。管財人報酬に新たな発想の必要な場面がここにもあると思われる¹⁴⁾。

そもそも管財人報酬の根拠は何であるのか、つまりどういう働きが報酬に値すると理解されるべきものなのか、財源はどこに求められるべきか、誰がどういう基準で報酬を決めるのが良いか、必ずしも簡単ではない。管財人報酬と言えば、とかく現場の問題と考えられがちであったと思われるが、わずかばかりでも理論的な視座の提供を試みるのが本稿の目指すところ

14) この点は、橋本誠志の一連の研究がある。たとえば、「クラウドコンピューティング時代の倒産処理における個人情報保護と管財人の責任負担に関する一考察」Info Com Review 57号16頁(2011年)。また、未公表であるが、「企業倒産における管財人の責任負担とメカニズムデザイン——倒産企業の有する情報の管理を中心に」(2016年)をご好意により参照させていただいた。経済学の視点でこの問題にアプローチした力作である。

ろである。

Ⅲ 管財人報酬をめぐる若干の比較法

倒産・事業再生は熟練した専門家の関与を要する社会的な営みであると言える。したがって、関与する専門家に報酬が供されることは当然である。倒産・事業再生を国家政策の一環に組み込んで専門家には公費で給与を支給するという方法も非常時ないし時限的にはありえなくもない。しかし、そうでない限りは、その報酬は関係者の懐に財源を求めるしかない。言い換えれば、特に倒産というその財源に限りある場面を考えると、関与する専門家の報酬はすなわち関係者の「痛み」であることに気づかされる。このことは本来、報酬問題の基本的視座となるべきもののように思われる¹⁵⁾。参考までに外国の状況を少し眺めて考えてみたい。

1 倒産にかかる専門家報酬の方式

今日では倒産処理には多様な専門家が関与する。事柄の性質上、法律家（弁護士）、公認会計士が多くなるが、これらに限られるものではなく、かつ専門家がチームを組むことも常態化している¹⁶⁾。その意味で、報酬問題は複雑化している可能性があるが、裁判所の倒産手続に関与する場合であっても専門家の報酬パターンには限りがあろう。

大きく、① 時給方式、② 固定給方式、③ 成功報酬方式、④ 財産比率方式の4つであり、そのどれかがベースとされるか、複数が組み合わせられるか、であろう。各々については説明を要しないと思われるが、関係者の合意に基礎づけられる成功報酬方式は、関係者の代理人としての関与の場

15) 倒産処理に関与する実務家 (Insolvency Practitioner) の報酬につきこの点を指摘するのは、Jennifer Dickfos, *The Costs and Benefits of Regulating the Market for Corporate Insolvency Practitioner Remuneration*, 25 *Int. Insolv. Rev.*, 56, (2016).

16) 医療の世界における「チーム医療」ふうには言えば、「チーム INSOL」である。佐藤鉄男「倒産手続の担い手団体の効用と可能性」NBL 1061号24頁（2015年）。

合には考えられるが、裁判所によって選任される官選型の専門家にあっては本来なじみにくい。また、時給方式は、メインの報酬方式というよりは、個別事件における実際の労力を報酬に反映させる補助的な方式と見るべきものであろう。そうすると、②固定給方式と④財産比率方式が基本となるように思われる。

わが国においては、少額管財事件の管財人報酬が②固定給方式に相当する。すなわち、個人の破産事件が増加した折に、いささか安易にすぎた同時廃止の実務を反省する意味で、少額の破産事件にも管財人を就ける、いわゆる少額管財という実務処理が東京地裁に始まり現在ではほぼ全国で定着した。これは大量化した個人の破産事件の管財業務を画一化した簡略方式で済ませることで同時廃止を回避し管財率を高めることに寄与した。就任する管財人もある程度ルーティンで業務をこなしてもさほど問題はないという前提で、労力や難易度に多少の差があっても複数こなせば帳尻は合う、なので1件当たりは20万円の定額で行けるというわけである。これは、わが国の個人再生のモデルとなったアメリカの第13章手続が定型的大量処理となることを見越し、特に都心部を中心にその管財人を常置させている (standing trustee) のと似た面がある¹⁷⁾。

これに対し、④財産比率方式は、これを弁護士の報酬として考えれば、一般的なものである。すなわち、訴額に呼応して訴訟事件代理の報酬が決まってくるとの発想を同じくしているからである。倒産事件においては、債務者の財産規模は管財人の仕事量に影響しまた処理を通じ関係者が享受する利益のパロメーターでもあるので、わかりやすい。これを管財人の報酬決定の基準として掲げる国は多い。アメリカでは、管財人から当事者に配分される財産 (all moneys disbursed or turned over in the case by trustee to parties in interest) を基準に、5000ドル未満で25%、5000～5万ドルの間が

17) 常置管財人 (standing trustee) の報酬は個々の事件の弁済額に応じた歩合制であるが年間の上限がある。高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』(商事法務研究会, 1996年) 311頁。

10%, 5万～10万ドルの間が5%, 10万ドル以上で3%未満, の4区分で管財人の報酬を倒産法そのもので規律している(11U.S.C. § 326(a))。これに対し, ドイツや中国では, 管財人報酬に特化した特別の規制が存在している¹⁸⁾。ドイツでは, 財団(Insolvenzmasse)の規模が管財人報酬の基準とされ, 2万5000ユーロまでの部分につき40%, 5万ユーロまでの部分25%, 25万ユーロまでの部分7%, 50万ユーロまでの部分3%, 250万ユーロまでの部分2%, 500万ユーロまでの部分1%, それ以上の部分0.5%, と7段階となっている。中国もドイツと同じ7段階方式で, 「最終清偿の財産价值总额」を基準に, 100万元以下12%, 100万元～500万元で10%, 500万元～1000万元で8%, 1000万元～5000万元で6%, 5000万元～1億元で3%, 1億元～5億元で1%, 5億元超で0.5%となっている。また, イギリスでは, 倒産規則の中に, 管理人や清算人の報酬に関する規定があり, やはり破産財団の価値総額が報酬の基準となるとされ, 具体的な基準については規則の附則に定められている¹⁹⁾。多種類の手続があり, また種々の担い手が分業するフランスでは, 報酬は法律事項とされ, 財産額を基準に報酬を算定するが, 5段階区分は共通だが, 区分の線引きも割合も担い手の役割によって違っている。複雑ではあるが, 透明性はある。

こうした諸外国と比較すると, わが国も財産比率方式がベースであるとされながら, 具体的な基準が数字で明確にされていないのは²⁰⁾, 奇妙であ

18) ドイツは, 報酬法(Insolvenzrechtliche Vergütungsordnung)が倒産法とは別に制定されており, 中国では, 最高人民法院の破産法に関する司法解釈の一つとして管財人報酬に関するものが示されている。

19) 竹下守夫監修・加藤哲夫＝長谷部由起子＝上原敏夫＝西澤宗英『破産法比較条文の研究』(信山社, 2014年) 306頁。換価基準で4段階, 5000ポンドまでの部分20%, 5000ポンド～10000ポンドの部分15%, 10000ポンド～100000ポンドまでの部分10%, 100000ポンド以上の部分5%, となっている。債権者集会が報酬を決めるのが原則であるが, 報酬が決まらなかったり, 不満がある時は裁判所に持ち込まれる, 竹下監修・307頁。

20) アメリカのような基準がないことでもどかしさを感じながらも管財人報酬を決める際の裁判所の考慮ぶりを表現したものとして, 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』(青林書院, 2007年) 368～9頁〔園尾隆司〕。

るとも指摘できる。

2 管財人制度と報酬に関する変化の兆し

次に、報酬に関係する管財人制度の仕組みについて、ドイツ、アメリカを中心に眺めてみたい。実は、ここに裁判所の裁量から関係者の自治へとパラダイム転換の兆しが見て取れる²¹⁾。

まず、ドイツであるが、わが国の旧破産法がドイツ法（1877年破産法）を母法にしていたこともあり、現在もわが国と共通するところが多い²²⁾。すなわち、管財人は裁判所によって選任され（InsO § 56）、報酬は前述の基準で裁判所がこれを決める（InsO § 63・64）。選任資格は法定されていない（業務に精通していることという抽象的表現になっている）が、弁護士のほか公認会計士や税理士に自ずと限られることになる。わが国と違うのは、関係者（債権者、債務者）から中立な自然人と限定されている点である²³⁾。かつて管財人の法的地位が代理で説明されたことがあったが、管財人を破産者にせよ債権者にせよ誰かの代理人とみたのでは破産手続の一面を説明できるに止まり、様々な方向に目配りし複雑な利害関係の調整に当たすることは、これを中立的な位置におくほかない。ドイツでは、その中立性の解釈は、裁判の公正という憲法的要請にも関係する裁判官の独立に係る除斥原因（ZPO § 41）も参照されるべき厳格なものとされる一方で、破産手続において最も大きな利害関係を有するのが債権者であることも意識されてきた。すなわち、個別の事件における管財人の選任に関し、従来から裁判所

21) Sebastian Mock, Gläubigerautonomie und Vergütung des Insolvenzverwalters, KTS 2012, 59 が、主要国の比較からそうした視点を見出している。

22) 日本・ドイツ・中国の管財人制度の概要については、佐藤鉄男「管財人制度にみる日・独・中の倒産法比較」金法1988号50頁（2014年）。

23) 管財人の関係者からの中立性が法文となっているということである。もっとも、わが国でも法律で明文化はされていないが、これが不要であると解されているわけではなく、ソフト・ローとして重視されていると考えられる。裁判所書記官実務研究報告書・前掲（注8）33頁で利害関係チェックの具体例が示されている。

は債権者の意向を重視していたとされる²⁴⁾。そして、2011年の法改正²⁵⁾が拍車をかけることとなった。それは、管財人の選任に関する債権者の主導権を明確に打ち出したことである。というのも、それ以前は、最初の債権者集会で裁判所が選任した管財人の交代を要求するという事後的なコントロールであったのが（InsO § 57）、選任に先立って選任されるべき管財人の条件や人物について債権者委員会の意見を聴取すべき旨の規定が付け加わることで（InsO § 56a）、管財人選任に債権者の意向が反映されるようになったからである。当然、どのような人物とも見当がつかない候補者が管財人に選任されることを是とするはずもなく、実務は自ずと債権者の大半が信頼を寄せうる人物の選任へと傾くことになる。

しかし、このことは、他方で管財人の中立性要件との抵触が懸念されるところであった。したがって、改正法の趣旨としては、中立性要件の柔軟化も実現された。というのも、もともと2011年改正は企業再建の促進を基調としており、上記の管財人選任もこれと関係していた。既に事業が停止している場合はともかく、純粹再建はもちろん事業譲渡が想定される場合は清算型でも債権者の関心は高く²⁶⁾、管財人に意中の人物を充てたいとの要望が強かったのを受けたものであった。具体的に管財人選任に債権者の意向が反映される成り行きは、手続開始前に結成された仮債権者委員会が債務者の事業の再建に向けて専門家と協議を行っているという場合であり、これをもって直ちに中立性に抵触するとはせず、仮債権者委員会の意向に沿いその者を管財人に選任するというものである²⁷⁾。したがって、

24) 竹下守夫監修・前掲書（注19）260頁。旧破産法80条（KO § 80）参照。

25) ESUG ないし SanG と略される企業再建促進法（Gesetz zur weiteren Erleichterung der Sanierung vom Unternehmen）による改正である。久保寛展「ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ」福岡大学法学論叢58巻1号259頁（2013年）。

26) あらゆるケースで債権者が管財人の選任に関心があるわけではなく、関心に合理性がある場合は限定されるとみるのは、高田賢治「管財人候補者の選定」佐藤鉄男＝中西正編『倒産処理プレーヤーの役割』（民事法研究会、2017年）第2章2。

27) 裁判所が管財人の選任につき債権者の意向を無視出来ない点に憲法上の問題（裁判官ノ

管財人選任実務を劇的に変化させようようなものとまでは見られていないが、管財人と手続関係者との関係には変化が現れ報酬問題にも影響するのではないかとされている²⁸⁾。

それは、債権者の意向に沿って管財人が選任されるのであれば、報酬についても債権者の影響力が強まることがありうるということである。とかく裁判所が管財人を選任し報酬も裁判所が確定するという仕組みでは、破産財団の額を基準に機械的に報酬を割り出しがちで、それは一見報酬の平均化を図るようであって、実は個々の事件の管財事務に即した報酬になっていないとの不満につながっていたとされる²⁹⁾。そこで個別事件の難易度や労力に応じた調整を試みれば、今度は不透明感が現れてしまうという難しさである。このような状況の下で、従来は望ましくないとされ無効と解されていた報酬合意 (Vergütungsvereinbarung) の再構成が浮上してきた。確かに、報酬の合意はこれを裁判所が決めることと相容れないし、合意の相手方がいることは中立性に疑義がもたれることにもなる。しかし、倒産計画 (Insolvenzplan) という手法を採る場合³⁰⁾にはこれに関与する専門家の報酬も合意ベースで決めることを意味するし、管財人が別除権の目的物を換価する際の報酬も同様であり、既に自治的決定の素地があった。そこへ再建促進の観点からの改正がなされ、管財人選任につき債権者の影響力が強まることとなったところである。そう考えれば、手続の開始前に、管財人候補者と債権者 (厳密には仮債権者委員会) の間で報酬まで合意の上で選任されるのであれば、もともとは債務者の財産は手続費用を控除した分

ゝの独立) がないか ESUG の管財人選任システムを分析したものとして、Fabian J. Hohl, Die richterliche Unabhängigkeit bei der Auswahl des (vorläufigen) Insolvenzverwalters nach dem ESUG, 2015

28) Mock 論文 (Fn. 21) は、その視点で書かれたものである。

29) その点が連邦通常裁判所で問題となったのが、BGH v.15.1.2004 IX ZB96/03, BGHZ 157, 282=NJW 2004, 941 である。

30) 清算か、譲渡による再建か、倒産計画による処理か、というのがドイツの倒産手続の出口である。

が債権者への配当に回る関係にあり、自治的確定にも馴染み、裁判所にはそれをチェックする機会さえ残せば、報酬の合意を許容することと裁判所の報酬決定は矛盾するものではないというわけである。

一方、アメリカにおける管財人報酬にはどのような議論があるか。まず、再建型の第11章手続では管財人を選任しない D.I.P. 方式が原則なので、この場合は、個別に雇われた専門家の合意ベースの報酬が問題となる。これに対し、7章事件の管財人や11章事件で例外的に管財人が選任される場合は、報酬は前述の基準で裁判所がこれを決めるが、管財人の選任につき債権者の意向が反映される仕組みとなっている。すなわち、管財人は債権者集会における債権者の投票で選出できる（11U.S.C. § 702）。そこで過半数の支持を受けた者が管財人に就任し管財業務を行うが、それ以前に債権者と没交渉であることは考えにくく、むしろ債権者多数の信任を受けた者であると考えてよい。ただ、7章事件では財産が乏しく債権者が事件に関心を寄せないことも多く、その場合は、管財人は官選となる。具体的には、倒産手続の行政的側面を担う連邦管財官（U.S.Trustee）が倒産裁判官とは別にいて、候補者名簿を備え置き（panel of private trustees）、利害関係のない中立の者を指名する。連邦管財官は他の国には見られないアメリカ独特の制度であり、管財人は連邦管財官の監督の下で業務に当たる。債権者が選任するケースは実際には多くなく³¹⁾、連邦管財官自身が個別事件の管財人に就任することもある。

管財人に対する報酬は、原則として、裁判所が、前述した配当に供した財団の総額を基準に決める（11U.S.C. § 326）。これ自体は機械的に運用される。これに対し、債権者の支持を受けて管財人に就任する場合や、個別的关系者から雇われて関与する専門家の報酬についても規制を及ぼすのがアメリカの特徴である。この場合の報酬は第一次的には合意がベースとなり、給源として大きい弁護士報酬が参照されその倒産事件に合わせたバ

31) 中島弘雅＝田頭章一編『英米倒産法キーワード』（弘文堂、2003年）116頁〔高田賢治〕、竹下守夫監修・前掲書（注19）258頁。

リエーションであると理解される (Johnsonファクター)³²⁾。しかし、近時は、Johnson ファクターに加え、費やした時間であるとか財産総額等から適切な報酬へと調整されている (lodestar アプローチ)³³⁾。その際には、管財人や専門家のその行動が本当に管財業務として必要であるか (actual, necessary services) チェックがなされるものとされている (11U.S.C. § 330)。報酬の適正化のため、報酬情報の開示とその精査という発想が徹底しているように思われる。

IV 管財人報酬論の原点と展望

1 報酬の原点に立ち返る

管財人ほか、倒産手続に関与する専門家の報酬の問題は、必ずしも理論的な分析になじむものではないと思われてきた観がある。というのも、そもそも個々の倒産事件は規模も難易度も異なり、従って関与専門家の報酬は区々であるのがむしろ当然で、一般化にさほどの意味があるとも思われないからである。しかし、時限的な救済措置で国家がそのための費用を賄うような場合を除くと、倒産処理には専門家の関与が不可欠であり、つまり費用（報酬）を要しそれは当事者（とりわけ債権者）の懐を痛めるものであることは間違いなく³⁴⁾、「痛み」に向き合う議論も改めて必要であろう。

債権者の「痛み」とは、要は管財人等の専門家の報酬は、自分達の配当とバターの関係にあるということである。すなわち、倒産処理の制度の存在によって、監視コストをかけなくとも出遅れリスクが回避できて公平

32) これは、Johnson v. Georgia Highway Exp., Inc., 488F.2d.714 (5 th. Cir.1974) でそのような考え方が示され、踏襲するものが多かった。Mock, (Fn. 21), S. 77

33) 近時の破産裁判所の判例に示されるアプローチである。Mock, (Fn. 21), S. 78

34) 平時においてもっぱら党派的な働きを期待する専門家にかかる費用（報酬）で懐が痛むのは自己決定・自己責任であるが、倒産手続の債務者代理人の場合、債務者に対する党派性は抑制すべきものとなる。債務者自身が負う公平誠実義務の影響を受け、ここから財産散逸防止義務も視野に入ってくる。

な配当を享受できる、それゆえそのため専門家報酬は経費として配当上債権者に先んずるのはやむを得ないということである³⁵⁾。さはさりながら、支払不能、債務超過という現実が示すように、報酬と債権者への配当の源泉となる債務者財産が不足しているのであるから、報酬は好きなだけどうぞというわけにはいかないのも事実である。

では、安ければ良いのか、仮に「経験あります、管財人に選任されれば安く請けます」を謳い文句に乗り込む専門家集団が現れたとしたらどうであろうか。かつて整理屋が試みた私的整理は、一見費用は安く処理も速く配当も多い場合があったとも言われるが、この過程で彼らが不当な利益を得ていたとしても、情報の非対称により事の全貌を知り得ない債権者は問題に気づかないか、気づいても理詰めで問題点を指摘することはまずできなかった。確かに、倒産処理は専門家にとっても緊張を強いられる困難な現場であることが多いであろう³⁶⁾。ここに専門家報酬の発生が不可避であるというに止まらず、それが相応の報酬でなければ一流の人材は近寄ってこないという現実もある。わが国でも、まだ記憶に残る現象の中に考えさせられる問題が現れた。金利規制がダブル・スタンダード（利息制限法と罰則金利の乖離）であった時代、多重債務に陥った者には、利息制限法による引き直し計算の結果次第で「過払金」が発生する 경우가多くあり得た。債務整理を受任した専門家（弁護士、司法書士³⁷⁾）が過払金まで発見できれば、財産の回復という目に見える効果が現れることもあり、報酬も取りやすくなる。過当とも思える受任競争が繰り広げられる事態となったが、仕事を滞らせ、その間に財産を散逸させたり、揚げ句の果てには受領

35) 破産債権より優先する財団債権の根拠論に照らして正当化ができる。中西正「財団債権の根拠」法と政治40巻4号289頁（1989年）。

36) 形式的な資格では確実な実務を保障するものではない。弁護士登録後数年の実務を経験した後、管財人代理などの補佐的な業務や比較的単純な事件の管財人を経て、少しずつ倒産処理弁護士としてステップアップをして行く、こういう慣行があることでもわかる。全国倒産処理弁護士ネットワーク等の組織がこれを支える。

37) 司法書士の受任には限度があるとされる、最判平成28・6・27民集70巻5号1306頁。

した報酬につき否認権行使がされたり、ということがあった³⁸⁾。報酬の値引き競争が過度に展開されるような分野に一流の専門家が揃うとは考えにくく、やがて事件処理の質が下がる悪循環に陥ってしまうという構図である。

望まれるのは、一流の人材による一流の事件処理ということであろうが、それはどんな尺度で図られるか。ここにおけるメインテーマが倒産という局面での権利関係の調整であることを考えると、報酬として金銭を想定する限り、財産総額とりわけ債権者に対してされた弁済額がその基準とされることはわかりやすいものではある。主要国がそのような意味での報酬規律を明文化していることは、その意味で事理に適ったものと言ってよい。わが国でも、類似の発想で報酬が客観的に割り出されているかのように言われるが³⁹⁾、基準表のようなものはおそらく公式には存在しない。その点には功罪があろう。基準の不存在は報酬の予想を立てにくくしてしまう。しかし、そのような基準表が存在し一人歩きすると、いったん管財人が就任したものの財団不足で廃止になったようなケースでは(破217条)、報酬を割り出しにくくしてしまう面もある。権利関係の調整がメインテーマの倒産処理も、財産的尺度で測りきれない部分が存在しており、人々はそこに価値を認め⁴⁰⁾、それゆえ、財産的尺度では管財人の活動がマイナスに作用するものであっても、正義に適った処理として報酬の発生を債権者

38) 多くの裁判例が現れたが、否認権の例として、神戸地伊丹支決平成 19・11・28 判時 2001号88頁、破産申立ての遅延による財産の散逸については、東京地判平成 21・2・13 判時2036号43頁。弁護士懲戒処分検索センターの情報では、債務整理、倒産事件にまつわる懲戒の事例が少なくない印象を受ける。

39) たとえば、破産管財人が130万円の破産財団を確保したケースで、標準報酬40万円がまづ控除され、残り90万円を債権者への配当分と管財人の「成功報酬」で半分に分ける、その結果、管財人報酬の合計は85万円となる例があったとされる。和田東子「誰も知らない破産管財人の選任と報酬のルール」リーダーズノート編集部編『誰が司法を裁くのか』(リーダーズノート、2010年)175頁。

40) 水元・前掲書(注10)で対比・検討された、財産価値最大化論と再分配論の後者がこれに相当すると思われるが、そのためのアプローチは単純ではない。

も是とするとところであろう。前述したように、管財人が環境問題や個人情報
の保護に取り組んだ場合などである。

ただ、それは数字でしか示せない報酬に具体的に体现させることが必ず
しも容易ではない。おそらく、事件の難易度が報酬に影響するというの
は、このような場面を想像させる。しかし、当然のことながら、何をどう
考え報酬に反映させるか決め手を欠く。おそらく、管財人が状況を債権者
そして裁判所に十分に説明し、債権者の納得が得られる報酬を探り、裁判
所もそれをベースにすべきであろう。合わせて、そうした事例を「見え
る」形で蓄積し、それが情報として共有され後の参考とされることが望ま
れる。

2 別除権対応と報酬

これまでかなり抽象的な形で管財人報酬論にアプローチしてきたが、最
後に各論的な問題を検討してみたい。

担保権者をも手続内に取り込み強制的な権利変更も辞さない会社更生と
異なり、破産、民事再生にあっては、担保権は手続外行使が可能な別除権
とされる（破65条、民再53条）。しかし、担保権者と全く没交渉のままで破
産手続、再生手続が済んでしまうことはまず考えられない。特に事業再生
を目指す再生手続では、担保権の実行が致命傷となることもありうるの
で、再生債務者等は担保権者と別除権協定を結ぶ実務が定着しており⁴¹⁾、
担保権実行の中止命令（民再31条）、担保権消滅許可請求（民再148条以下）
といった担保権に対処する強力な制度も手当てしている。破産の場合は、
再生ほどには強力とは言えないが、それでも、破産管財人は破産財団を管
理する立場から、担保目的物についても換価権を有し（破184条・185条）、
また伝家の宝刀として、民事再生法とは異なった意味での担保権消滅許可

41) 別除権協定の内容としては、① 担保権の内容変更、② 債権の一部放棄、③ 債権の弁
済方法・期間・その間の担保権不行使、④ 弁済完了後の担保権抹消、等が取り決められ
る。別除権協定の解除条件の解釈をめぐっては、最判平成26・6・5民集68巻5号403頁。

請求（破186条）も使いうるものとなっている。担保権者のほうも、現実の担保状況次第では、破産手続への参加が必要となる場合がありその手当てもされている（破108条・111条2項）。

このように、公式（明文規定の発動）であれ非公式（別除権協定）であれ、別除権者に何らの影響もないような破産、再生が考えにくい以上、別除権者も当該手続における利害関係人であり、管財人が善管注意義務を負うべき対象となることは間違いない⁴²⁾。そこで問題としたいのは、破産の場合を例に、管財人が担保権者と具体的な交渉を行った場合、それが報酬という点にどう影響してくるかである。明らかに担保余剰がないとして早々にこれを破産財団から放棄する分には、報酬への影響はないであろう⁴³⁾。これに対し、放棄はせずに、別除権の対象となってもそれが破産財団に属する限りは管財人の権限が及んでいることに照らし、換価へと進んだ場合、それは報酬にどのような影響を及ぼすことになるかである。当該財産がよほど重大なものでない限り、沢山の業務に紛れてこれだけが報酬のところでクローズアップされることはないのが現状であろうが、別除権という構成との関係で格別な考慮要素があるように思われる。

破産財団の換価は、金銭による配当を原則とする以上、管財業務の基本に属し、腕の見せ所とも言われる⁴⁴⁾。「より高く、より早く」が換価の指針となり、その結果、必ずしも価格上効果的な換価に繋がるとは限らない法的な売却（破184条）は回避され、任意売却が選択される。任意売却ではあっても、担保権が存する以上、実体法的に代金は被担保債権の弁済に優先的に供されるべきものであり、観念的には、担保余剰がない限り破産財団を益することはないはずである。しかし、売却価格が低くなることの懸

42) 質権者との関係につき、最判平成 18・12・21 民集60巻10号3964頁、別除権者の不足額への配慮につき、札幌高判平成 24・2・17 金判1395号28頁。

43) むしろ、漫然と保有する結果、不動産の固定資産税を始めとする管理コストによって破産財団を浸食させれば善管注意義務違反ともなりかねない。

44) 別除権の目的物をめぐる換価の妙味については、野村剛司＝石川貴康＝新宅正人『破産管財実践マニュアル〔第2版〕』（青林書院、2013年）180頁以下。

念から担保権者が別除権行使を躊躇している間に、管財人が早期かつ有利な任意売却を進めた場合には、代金の破産財団への一部組入れがされることが交渉ベースであった。そして、そのことを制度化し要件、手続を明確化することで担保権の民事実体法上の優位にも限界があることを知らしめたのが担保権消滅許可請求というスキルであった⁴⁵⁾。再生手続においては、これによって当該財産を確保・使用し収益に寄与するという意味で、その経済的効用は間接的なものであるが、破産手続においては、破産財団への組入金（破186条1項1号）という形でストレートに現れる。組入金の根拠や基準までは明文化されていないが、管財人の積極的関与の成せるところであり、それを担保権者も認め譲歩したものと解される⁴⁶⁾。管財人が利用するにせよ、担保権者が抵抗して対抗措置（実行申立て：破187条、買受け申出：破188条）をとるにせよ、相当の手間暇を要する制度であり、制度化されたことで任意売却、組入金の交渉を促進しているようである。

このように別除権対応が破産財団への組入金へと結実した場合には、その破産財団増大分が管財人報酬に反映されるものと思われるが、このままでは諸々の業務の成果の中に埋没してしまう観がある。しかし、別除権という構成を採用する倒産手続にあっては、これへの対応は管財人の業務としては言わばエクストラなものであるので、個別的な配慮があっても良いのではないか。この点で、ドイツ法や中国法にあって、手続外行使が可能な担保権に対応した管財人の報酬について特別な規定をもっており参考になる。

担保権規律はドイツでも法改正の大きな論点であった。担保の発展が「破産の破産」の原因であったと評された経緯もあり、担保権を別除権とする規律こそ維持したものの（InsO § 49）、立法過程では担保権者にか

45) 手前味噌になるが、担保権消滅につき理論・実践両面から分析した書として、佐藤鉄男＝松村正哲編『担保権消滅請求の理論と実務』（民事法研究会、2014年）。

46) 代金の3～10%で落ち着くとされる。伊藤眞ほか・前掲書（注4）1254頁、山本克己ほか・前掲書（注8）437頁〔中井康之〕。

りの譲歩を迫る案も現れ、最終的にはややマイルドに費用分担金 (Kostenbeitrag) という形となった (InsO § 171)。すなわち、管財人が担保目的物の換価に当たった際には、担保権者への弁済に先立って、代金から確定費用として 4 %, 換価費用として 5 % を控除するものとされ、管財人の換価対応という労力が費用倒れになるのを回避している。その上で注目されるのは、その管財人の担保目的物換価努力を報酬にも反映させるべく、倒産報酬法に明文規定がおかれたことである。具体的には、上記の確定費用の半分までが報酬計算の際に上乘せされるものとしている (InsVV § 1 Abs. 2 Nr. 1)⁴⁷⁾。

また、中国の管財人報酬に関する司法解釈はドイツの倒産報酬法と共通点を多く見出せるものであるが、管財人が担保権に対応した際の規定をもっている。中国では管財人報酬は、破産財団から随時優先弁済が保障される点で「共益債権」(中破42条)と類似で、財団不足の際はさらに優先する「倒産費用」(中破41条・43条)⁴⁸⁾と位置づけられる。そして、担保権の基本的な位置づけは日本やドイツと同様と思われるが、今なお土地を国有とし、私的所有が認められている物に関しても抵当権設定がそもそも禁止される場合がある等の事情で担保権の展開が遅れてきた。そして、これが有効である限り実行も可能ではあるが、管財人として政府役人で構成される「清算組」が選任される例も多く、別除権の扱いの担保権にも管財人が積極的な関わりをもっているようである。すなわち、担保目的物の換価に止まらず、そのメンテナンスを含め管財人が合理的な努力をこれについて行った場合には、管財人は担保権者との関係で報酬を受け取れるとされている(報酬司法解釈13条)。両者の間で報酬について話がまとまらない場合は、裁判所(人民法院)が報酬を決めるが、通常の管財人標準報酬(報酬司法解釈2条)の1割の範囲内で担保権者との関係で上乘せになる扱いで

47) Lorenz / Klanke, Vergütung und Kosten in der Insolvenz, 2.Aufl. 2014, S. 22 に基本報酬、別除権対応の報酬上乘せの計算の例が示されている。

48) これはわが国の破産法152条に相当する。財団債権の一部を別範疇とする扱いである。

ある⁴⁹⁾。

法技術的な意味では、破産管財人がする別除権への対応は日・独・中で三者三様とも映る。しかし、経済的な効果としては、倒産処理の場面では担保権者にも相応の負担を導く点で共通性がある。そして、それが管財人の報酬にどう反映されることになるか、その筋道がはっきりしているドイツ、中国の例はわが国にとっても参考になるところがあろう。報酬算出の透明化はそれを合理的なものにする効用も期待できると考える。

V 結びに代えて

おそらくわが国の破産管財人報酬は大半が適正なものとなっているのであろう。これはこの分野に優秀な人材が参入していることから推測できる。しかし、報酬の算出根拠や決定額が一般にアクセス可能な情報として知られていない関係で、比較や検証をしようにもその術がないのは、残念にも思える。タブー視せず、実務上の話題となり、理論的な分析の対象とされることがあっても良いのではないだろうか⁵⁰⁾。

関連する問題として、債務者代理人の報酬という問題もある。これまで倒産手続固有の問題としては捉えられてこなかった観があるが、近時は財産散逸防止義務が説かれるに至るとともに、報酬に関しては否認権のメスが入るようになってきた⁵¹⁾。これは、債務者代理人の報酬も管財人報酬と同様にその原資は債務者財産にはかならないことと、経験の点⁵²⁾で管財人

49) 中国倒産法とドイツ倒産法を比較した、Chao He, Das chinesische und das deutsche Insolvenzverfahren im Vergleich, 2013, S. 39

50) 再生手続の監督委員、公認会計士の報酬については、山本和彦＝山本研編『民事再生法の実証的研究』（商事法務、2014年）75頁〔上江洲純子〕がある。

51) 佐藤鉄男「詐害行為否認と無償行為否認の関係——代理人の報酬否認事件から考える」才口喜寿『倒産法の実践』（有斐閣、2016年）261頁。

52) 弁護士として債務者代理人と破産管財人は、互換性があり、そのことがスムーズな事件処理に資している。そして、管財人就任の際は、全面的な管理処分権、情報を握ることで代理人の行動を精査することが可能である。

が精査をしやすいことによろう。これに対して、管財人報酬については、通常は換価が終了した段階で、配当手続に入るところで債権者への配当に優先する形で決定されるが、債権者はこれを精査しようにも基礎となる情報をほとんどもたない。わが国も法の文言だけをみれば、債権者は、管財人の解任申立て（破75条2項）、善管注意義務を怠った際の損害賠償（破85条2項）、報酬決定についての即時抗告（破87条2項）等、管財人を掣肘する手段がないわけではない。しかし、諸外国に見られる、管財人選任に関し債権者が積極的に関与する方法がない点は決定的に異なる。それ自体は、別途論すべき課題であると理解しているが、本稿で問題とした報酬に関しては、破産財団を原資とした上で優先されるそれについては、十分な情報が開示され納得を得る機会があって良いだろう。その際、債権者は破産財団の増大の点でだけで管財人の貢献を評価するかどうかは理解の分かれるところであろう。また、破産財団にはマイナスに作用するが、社会正義には適っているような管財人の行動に報酬でどう報いるかは今後の課題となってくると思われる。アメリカの連邦管財官、あるいは北欧はフィンランドに見られる倒産オンブズマン、といった公益的な目での確認が必要になることもありえよう。

多く課題を残したままであるが、管財人報酬問題をタブー視せず、少しでも議論を喚起するのが本稿の狙いなのでご批判を仰ぎたい。

* 本稿は、科学研究費・基盤研究（B）「倒産手続の担い手」（課題番号：25285028）の研究成果の一部である。なお、本科研費の成果の一環である、倉部真由美「倒産手続における手続機関の報酬とその規制——日米英独の比較」佐藤＝中西編『倒産処理プレイヤーの役割』（民事法研究会、2017年）第2章3は、本稿と関連性が強いので合わせてお読みいただければ幸いである。